

## I 石橋地区消防組合職員の任免及び職員数に関する状況

### 1 職員の任用状況

#### (1) 試験、選考に関する制度の概要

地方公務員法第15条に、職員の任用は、受験成績・勤務成績・その他の能力の実証に基づいて行われなければならないと規定されているとおり、人事行政のもっとも重要な部分の1つであり、この制度により適材を確保し、適所を与えて公務能率を増進させるものです。

職員の採用・昇任・昇格・人事異動等に関し審議する機関として、石橋地区消防組合試験委員会を設置し任用等について決定します。

#### (2) 採用試験による採用者数(試験の種類・職種 )

4名(筆記、及び面接試験・消防吏員 採用は令和5年4月)

#### (3) 選考による採用者数(職種)

令和4年度選考による採用者はいませんでした。

#### (4) 昇任の状況(昇任は令和5年度中)

消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	主幹
1	4	5	9	9	1

昇任試験による昇任状況(令和4年度中実施)

消防司令		消防司令補		消防士長	
受験者	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者
22	4	23	5	28	8

選考による昇任状況

消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	主幹
1	0	0	0	0	1

## 2 再任用制度実施状況

### (1) 制度の概要

再任用制度とは、地方公共団体を退職した者について、その者の能力及び経験を考慮し、公務の能率的運営を確保するため、一年を超えない範囲内で任期を定め、その者を当該地方公共団体の常勤勤務を要する職に採用することができる制度です。

### (2) 職員数

令和4年度該当職員2名。(再任用短時間勤務職員)

## 3 職員の離職状況(令和4年度中)

	項 目	人 数
1	定 年 退 職 者	1
2	勸 奨 退 職 者	0
3	早期退職優遇措置による退職者	0
4	普 通 退 職 者	0
5	分 限 免 職 者	0
6	懲 戒 免 職 者	0
7	失 職 者	0
8	死 亡 退 職 者	0
9	任期満了による離職者※	0
10	任期満了前の離職者※	0
	合 計	1

※ 再任用短時間勤務職員

#### 4 職員の在職状況

職種別、年齢別職員数

令和5年4月1日現在

年 齢	18～19歳	20～21歳	22～23歳	24～25歳	26～27歳	28～29歳	30～31歳	32～33歳	34～35歳	36～37歳			
一般行政職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
消 防 職	2	12	11	17	14	7	17	17	16	12			
年 齢	38～39歳	40～41歳	42～43歳	44～45歳	46～47歳	48～49歳	50～51歳	52～53歳	54歳	55歳	56歳		
一般行政職	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0		
消 防 職	3	7	9	3	8	7	13	2	4	2	0		
年 齢	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	合 計	平均年齢	合 計	平均年齢
一般行政職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	49歳4月	190	34歳8月
消 防 職	0	0	2	1	0	2	0	0	0	188	34歳6月		

※ 再任用短時間勤務職員含む

#### 5 部門別職員数の状況と主な増減理由

部 門	区 分	職 員 数		対前年増減数	主な増減理由
		令和5年	令和4年		
特 別 行 政 部 門	消 防 職	185	182	3	定年退職1名、新採用4名
	一般事務職	2	2	0	増 減 な し
	消防職(再任用)	3	2	1	新採用1名
	合 計	190	186	4	

※ 再任用短時間勤務職員含む

## Ⅱ 石橋地区消防組合職員の人事評価の状況

### 1 職員の人事評価について

#### (1) 概要

「地方公務員法及び独立行政法人法の一部を改正する法律(平成26年法律第34号)」による地方公務員法の改正に伴い、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図ることを目的とし、人事評価制度が導入されました。(施行:平成28年4月1日)

これに伴い、「石橋地区消防組合職員の人事評価に関する実施規程」を制定したところであり、石橋地区消防組合人材育成基本方針に基づき、人材育成型の人事評価制度を行っています。

#### (2) 実施状況

令和5年4月1日から 令和6年3月31日までに おける運用	石橋地区消防組合		国	
	管理職員	一般職員	特 定 管理職員	一般職員
人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え上位の区分も適用				
標準に加え下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
人事評価を実施していない				

### Ⅲ 石橋地区消防組合職員の給与・勤務時間その他の勤務条件状況

#### 1 人件費の状況(普通会計決算)

令和4年度、石橋地区消防組合職員の人件費の状況は表のとおりです。人件費は管理者・議員・監査委員の報酬、職員給(給与・職員手当)・共済組合・退職組合等の負担金・災害補償費等があります。

区 分	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	令和3年度の人件費率
4年度	2,185,785 <small>千円</small>	72,066 <small>千円</small>	1,501,097 <small>千円</small>	68.7 %	57.6 %

#### 2 職員給与費の状況(普通会計予算)

石橋地区消防組合職員の令和5年度の職員給与費の状況は表のとおりです。

毎月決まって支給されるもの — 給料・扶養手当・住居手当・通勤手当・その他(管理職手当)

勤務した実績に応じて支給されるもの — 超過勤務手当・特殊勤務手当(機関員・火災出動・救急出動)

臨時に支給されるもの — 期末・勤勉手当

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	B/A
5年度	190 人	707,500 <small>千円</small>	373,710 <small>千円</small>	303,010 <small>千円</small>	1,384,220 <small>千円</small>	7,285 <small>千円</small>

※再任用短時間勤務職員含む。

### 3 特別職

単位 千円

区 分		職員数 (人)	給 与 費						共済費	合計	備 考	
			報 酬	給 料	期末手当 年間 支給率(月 分)	調整 手当	寒冷地 手 当	その他 の手当				計
5年度	長 等	3	190						190		190	
	議 員	12	537						537		537	
	その他の 特別職	15	145						145		145	
	計	30	872						872		872	
4年度	長 等	3	190						190		190	
	議 員	12	537						537		537	
	その他の 特別職	15	145						145		145	
	計	30	872						872		872	
比 較	長 等	0	0						0		0	
	議 員	0	0						0		0	
	その他の 特別職	0	0						0		0	
	計	0	0						0		0	

4 一般職

単位 千円

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
5 年 度	190	—	702,000	674,800	1,376,800	252,575	1,629,375	
4 年 度	186	—	677,000	654,377	1,331,377	256,052	1,587,429	
比 較	4	—	25,000	20,423	45,423	△ 3,477	41,946	

職員手当 の内訳	区 分	扶養	管理職	時間外	休日	夜間	住居	通勤
	5 年 度	30,700	9,920	31,600	76,000	20,000	12,600	14,000
	4 年 度	30,000	8,477	32,000	77,000	18,500	15,500	12,500
	比 較	700	1,443	△ 400	△ 1,000	1,500	△ 2,900	1,500

職員手当 の内訳	区 分	期末	勤勉	児童	退職手当負担金	管理職特別	地域	特殊勤務
	5 年 度	164,000	134,000	22,680	114,000	300	37,500	7,500
	4 年 度	165,600	119,000	24,000	110,000	300	36,000	5,500
	比 較	△ 1,600	15,000	△ 1,320	4,000	0	1,500	2,000

## 5 職員の平均給料月額

区 分		消 防 職	行 政 職
令和5年1月1日現在	平均給料月額(円)	305,416	382,200
	平均給与月額(円)	412,105	446,643
	平均年齢 (歳)	34.8	50.00
令和4年1月1日現在	平均給料月額(円)	304,852	375,700
	平均給与月額(円)	407,769	417,410
	平均年齢 (歳)	34.08	49.00

## 6 初任給の状況

区 分	消 防 職 (円)	行 政 職 (円)	国 の 制 度	
			消 防 職 (円)	行 政 職 (円)
高 校 卒	176,500	150,600	—	150,600
大 学 卒	208,600	171,700	—	171,700

7 級別職員数

区 分	消 防 職			行 政 職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和5年1月1日現在	7 級	2	1.1	7 級		
	6 級	29	15.9	6 級		
	5 級	43	23.6	5 級	1	50.0
	4 級	42	23.1	4 級	1	50.0
	3 級	18	9.9	3 級		
	2 級	24	13.2	2 級		
	1 級	24	13.2	1 級		
	計	182	100	計	2	100
令和4年1月1日現在	7 級	1	0.6	7 級		
	6 級	28	16.1	6 級		
	5 級	40	23.0	5 級		
	4 級	43	24.7	4 級	2	100
	3 級	14	8.0	3 級		
	2 級	21	12.1	2 級		
	1 級	27	15.5	1 級		
	計	174	100	計	2	100

(級別の標準的な職務内容)

区分	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
消防職	消防監 困難な業務を行う 消防司令長	消防司令長 消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	困難な業務を行う 消防士	消防士
行政職	——	課長	主幹	副主幹	主査	主事	主事補

8 昇給

区 分		合 計	代 表 的 な 職 種		
			消 防 職	行 政 職	
5 年 度	職 員 数 (A) (人)	187	185	2	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	179	177	2	
	号 級 数 別 内 訳	1号級 (人)	0	0	0
		2号級 (人)	0	0	0
		3号級 (人)	27	25	2
		4号級 (人)	152	152	0
	比 率 (B) / (A) (%)	95.72	95.68	100	

区 分		合 計	代 表 的 な 職 種		
			消 防 職	行 政 職	
4 年 度	職 員 数 (A) (人)	184	182	2	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	180	178	2	
	号 級 数 別 内 訳	1号級 (人)	0	0	0
		2号級 (人)	0	0	0
		3号級 (人)	27	26	1
		4号級 (人)	153	152	1
	比 率 (B) / (A) (%)	97.83	97.80	100	

### 9 期末・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	備 考
	6月(月分)	12月(月分)		
5年度	2.20	2.20	4.40	国の制度と同じ
4年度	2.00	2.25	4.25	国の制度と同じ
国との比較	2.20	2.20	4.40	

## 10 定年退職に係る退職手当

令和6年4月1日

区 分	20年勤続の 者 (月分)	25年勤続の 者 (月分)	35年勤続の 者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算 措置等	備 考
支 給 率 等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	応募認定退職 2~45(%) 加算	
国 の 制 度 (支給率等)	〃	〃	〃	〃	〃	

## 11 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種	
		消 防 職	行 政 職
給 与 総 額 に 対 す る 比 率	0.82%	0.82%	0
支 給 対 象 職 員 の 比 率 (令和5年1月1日現在)	98.91%	100%	0
代表的な特殊勤務手当の名称	火災等出動手当・救助出動手当・救急出動手当・高所活動危険手当 ・潜水作業手当・管制手当・緊急消防援助隊派遣手当・防疫等作業手当		

## 12 その他の手当

区 分	国の制度との異同	差異の内容
扶 養 手 当	同	—
住 居 手 当	同	—
通 勤 手 当	同	—

### 13 勤務時間の状況

- (1) 1週間の勤務時間 — 4週間を超えない期間につき1週間あたり38時間45分です。
- (2) 週休日及び勤務時間の割振り — 日曜日及び土曜日は週休日です。  
月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振られています。  
交替制勤務者の1当務勤務時間は15時間30分です。3週間あたり6回の週休が与えられています。
- (3) 休憩時間 — 1日の勤務時間が、6時間を超える場合において少なくとも1時間の休憩時間を置くものとされています。
- (4) 勤務時間 — 勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分、休憩時間は午後零時から午後1時までです。

### 14 年次有給休暇

#### 制度の概要

年次有給休暇は、いわゆる週休日のほかに、毎年一定日数の「勤労から開放される日」を与え、これを有給とすることによって、職員に休養をとらせ、心身の疲労回復、ひいては労働力の維持培養を図ることを趣旨としています。

年次有給休暇は、一年度ごとにおける休暇で日数は20日、前年度からの繰越日数が20日合計で最大で40日です。

#### 有給休暇取得状況(令和5年度中)

年次有給休暇取得日数				
消防吏員数(人)	その他の職員数(人)	合計(人)	年次有給休暇取得延べ日数	平均取得日数(日)
185	2	187	2,855	15.3

※時間休については、取得日数に含めていません。

## 15 特別休暇

### 制度の概要

特別休暇は、選挙権の行使・結婚・出産・交通機関の事故・その他の特別休暇の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として条例で定められている休暇です。

### 特別休暇取得状況(令和5年度中)

特別休暇取得日数				
消防吏員数(人)	その他の職員数(人)	合計(人)	特別休暇取得延べ日数	平均取得日数(日)
185	2	187	1,350	7.2

※時間休については、取得日数に含めていません。

## 16 育児休業及び部分休業

### 制度の概要

育児休業及び部分休業は、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、職員の育児休業等に関し、職員の3歳に満たない子を養育するために、3歳に達する日まで育児休業ができる制度です。

### 育児休業及び部分休業の取得状況(令和5年度中)

育児休業及び部分休業取得状況				
消防吏員数(人)	その他の職員数(人)	合計(人)	育児休業及び部分休業取得人員	延べ取得日数(日)
185	2	187	4	310

## 17 介護休暇

介護休暇は、職員の配偶者・父母・子・配偶者の父母等が負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護するための休暇です。

介護休暇取得状況(令和5年度中)

介護休暇取得状況				
消防吏員数(人)	その他の職員数(人)	合計(人)	介護休暇取得人員(人)	延べ取得日数(日)
185	2	187	1	2

※時間休については、取得日数に含めていません。

## 18 病気休暇

病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある場合における休暇です。期間は、一般的な負傷又は疾病は90日以内、その他、公務上及び結核性疾患は180日以内です。

病気休暇取得状況(令和5年度中)

病気休暇取得状況				
消防吏員数(人)	その他の職員数(人)	合計(人)	病気休暇取得人員(人)	延べ取得日数(日)
185	2	187	2	21

※時間休については、取得日数に含めていません。

## 19 職務専念義務の免除

地方公務員法第35条の規定により職務専念義務は、法律または条例に特別の定めがある場合に限り、これを免除することができます。

### (1) 法律に基づく場合

ア 休職

イ 停職

ウ 適法な交渉の参加

エ 労働基準法その他の法律に基づく場合

### (2) 条例に基づく場合

ア 休日休暇に関する条例

休日・年次有給休暇・特別休暇

イ 勤務時間に関する条例

休息时间

ウ 職務専念義務の免除に関する条例

(ア) 研修を受ける場合

(イ) 厚生に関する計画の実施に参加する場合

(ウ) 地方公務員法第55条第8項の規定に基づき、適法な交渉を行う場合

(エ) 前3号に規定する場合を除くほか、管理者が定める場合

(3) 職務に専念する義務の特例に関する条例の規定による免除の状況(令和5年度中)

職務専念義務免除				
消防吏員数(人)	その他の職員数(人)	合計(人)	延べ免除日数	平均日数
185	2	187	102	0.5

※時間休については、取得日数に含めていません。

#### IV 石橋地区消防組合職員の休業の状況

令和5年度、石橋地区消防組合職員の休業の取得状況は、次のとおりです。

##### 1 育児休業等の取得

###### (1) 育児休業承認期間

(単位:人)

区 分	6月以下	6月超～ 1年以下	1年超～ 1年半以下	1年半超～ 2年以下	2年超～ 3年以下	合計
男性職員	4	0	0	0	0	4
女性職員	0	0	0	0	0	0
合計	4	0	0	0	0	4

###### (2) 育児短時間勤務取得者

(単位:人)

区 分	月～金 3時間55分勤務	月～金 4時間55分勤務	週3日 7時間45分勤務	週2日7時間45分勤務及び 1日3時間55分勤務	その他	合計
男性職員	0	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0

(3) 部分休業承認期間

(単位:人)

区 分	1年以下	1年超～ 2年以下	2年超～ 3年以下	3年超～ 4年以下	4年超～ 5年以下	5年超	合計
男性職員	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	1	0	0	0	0	0	1
合計	1	0	0	0	0	0	1

(4) 1日の部分休業取得時間

(単位:人)

区 分	30分以下	30分超～ 60分以下	60分超～ 90分以下	90分超	合計
男性職員	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	1	0	1
合計	0	0	1	0	1

(5) 自己啓発休業の取得状況

(単位:人)

区 分	6月以下	6月超～ 1年以下	1年超～ 1年半以下	1年半超～ 2年以下	2年超～ 3年以下	合計
男性職員	0	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0

## V 石橋地区消防組合職員の分限処分及び懲戒処分の状況

### 1 分限処分

#### 制度の概要

分限処分とは、職員の身分保障を前提としつつ、一定の事由がある場合に、公務能率を維持することを目的として職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。

#### 分限処分の状況(令和5年度中)

分 限 処 分 の 状 況				
降任(人)	免職(人)	休職(人)	降給(人)	合計(人)
0	0	0	0	0

### 2 懲戒処分

#### 制度の概要

懲戒処分は、任命権者が職員の一定の義務違反に対し道義的責任を問う処分であり、それによってその地方公共団体における規律と公務遂行の秩序を維持することを目的とするものです。

#### 懲戒処分の状況(令和5年度中)

懲 戒 処 分 の 状 況				
戒告(人)	減給(人)	停職(人)	免職(人)	合計(人)
0	0	0	0	0

## VI 石橋地区消防組合職員のサービスの状況

### 1 地方公務員の服務規律の概要

地方公務員法が職務を遂行するにあたってサービスの根本基準の趣旨として2つ挙げられます。

- (1) 公務員の基本的な性格 — 全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すること
- (2) 職務専念義務 — 職務専念義務は地方公務員法第35条でより具体的に規定されておりサービス全体を通ずる基本原則

### 2 地方公務員法に定められているのサービス上の義務

- (1) サービスの根本基準(第30条)
- (2) サービスの宣誓(第31条)
- (3) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(第32条)
- (4) 信用失墜行為の禁止(第33条)
- (5) 秘密を守る義務(第34条)
- (6) 職務に専念する義務(第35条)
- (7) 政治的行為の制限(第36条)
- (8) 争議行為等の禁止(第37条)
- (9) 営利企業等の従事制限(38条)

### 3 服務規律の確保及び綱紀肅正のためにとった措置の概要

- (1) ゴールデンウィーク時の事故防止(4月) — 対象職員全職員
- (2) 年末年始時の事故防止(12月) — 対象職員全職員
- (3) 通達資料に基づく公務員の汚職防止(1月) — 対象職員幹部職員

### 4 営利企業等の従事の状況

令和5年度中の許可は0件でした。

## Ⅶ 石橋地区消防組合職員の退職管理の状況

### 1 職員の退職管理について

#### (1) 概要

「地方公務員法及び独立行政法人法の一部を改正する法律(平成26年法律第34号)」による地方公務員法の改正に伴い、元職員による現職職員への働きかけを禁止する規則等が導入されました(施行:平成28年4月1日)。

これに伴い、「石橋地区消防組合職員の退職管理に関する条例」を制定したところであり、今後、法や条例の定めに従い、職員の退職管理の適正を確保するとともに、管内住民の皆様からのより一層の信頼を得られるよう取り組んでまいります。

### 2 職員の離職状況(令和5年度中)

令和5年度	定年退職者 1名	再任用職員 3名 その他 0名
	うち規則で定める退職者 0名	再任用職員 0名 その他 0名

## Ⅷ 石橋地区消防組合職員の研修の状況

### 1 研修の実施状況（令和5年度中）

栃木県消防学校								
初任教育	特殊災害科	予防査察科	危険物科	救急科	警防科	救助科	中級幹部科	初級幹部科
4	2	2	2	6	2	3	2	2

救急救命士東京研修所	救急救命士九州研修所	消防大学校	
救急救命士研修生	指導救命士養成研修	危険物科	
2	0	1	

## Ⅸ 石橋地区消防組合職員の福祉及び利益の保護の状況

### 1 健康管理事業

#### (1) 職員の健康診断の実施状況

ア 健康診断 一年1回全職員実施。うち特定業務従事者については年2回実施。

イ 新採用者に対するB型肝炎予防接種

ウ 救急従事者に対する麻疹、風疹、水痘、耳下腺炎、破傷風予防接種

エ 人間ドック ー 職員のうち希望者

#### (2) 労働安全衛生に関する事項

安全衛生に関する資格取得状況	
衛生管理者	安全衛生推進者
8	33

#### (3) 災害補償の実施状況

##### 制度の概要

昭和42年12月に地方公務員災害補償法が施行されました。同法に基づき栃木県内各地方公共団体に代わって一元的に地方公務員災害補償基金栃木県支部が災害補償の実施を行っています。不幸にして職員が被災した場合、迅速かつ公正な補償を実施するため万全の体制で取り組んでいます。

## 補償の種類

療養補償 休業補償 傷病補償年金 傷害補償 介護補償 遺族補償 葬祭補償 福祉補償

令和5年度中の災害補償の認定請求は1件でした。

## 2 福利厚生事業

石橋地区消防組合職員の年金制度及び健康保険制度は、栃木県市町村職員共済組合等で行っています。その他の福利厚生事業は、石橋地区消防組合親睦会で行っているほか、消防組合独自で実施しているものもあります。

### (1) 栃木県市町村共済組合について

#### ア 事業主負担率

単位 %

		厚生年金	短期	退職等年金	経過的長期	保健事業	介護	育児
標準報酬月額及び標準期末手当等の額	令和5年4月～令和6年3月	91.50	47.00	7.50	0.0990	2.12	8.60	0.08

	基礎年金	調整負担金
標準報酬月額及び標準期末手当等の額	40.90	0.10

イ 負担金

職員共済費	223,830,568
追加費用	11,057,892
地方公務員 災害補償基金	2,756,196
合 計	237,644,656

(2) 石橋地区消防組合親睦会について

ア 負担率

	職員会費 (給料月額に対し)	消防組合 負担金	消防組合補助金
			厚生補助
令和5年度	3/1000	0	1000円×67名
令和4年度	3/1000	0	1000円×61名
令和3年度	3/1000	0	1000円×74名

イ 令和5年度補助金決算額

決算額	会員数	会員1人当たり負担額
67,000	189	354

ウ 事業内容

事業項目	内容	1人当たりの給付単価	令和5年度受給者数(人)
給付事業	出産祝金	5,000円(本人出産10,000円)	11
	結婚祝金	10,000円	6
	病気等見舞金	10,000円(入院加療7日以上)	0
	災害見舞金	100,000円以内	0
	退職祝金	10,000円～50,000円 (勤続年数による)	1
	職員死亡弔慰金	100,000円及び供物	0
	親族死亡弔慰金	30,000円(両親・配偶者・子など)	1
レクリエーション レジャー等助成事業	レクリエーション助成	1,198,451円	
その他	インフルエンザ助成金	67,000円	

## 石橋地区消防組合職員の不利益処分に関する不服申し立ての状況

### 1 制度の概要

地方公務員法第49条の2では、懲戒その他その意に反すると認める不利益な処分を受けた場合において、人事委員会又は公平委員会に対してのみ行政不服審査法により不服申し立て(審査請求又は異議申し立て)をすることができる、と規定されています。

職員の身分は、地方公務員法によって強く保障されています。この身分保障の効果を発揮するために、行政上の救済手続として不利益処分に関する不服申し立ての制度が設けられています。

職員の不服申し立ては、人事委員会または公平委員会によって審査されます。人事委員会および公平委員会は、不利益処分の審査を専門的、中立的な立場で適正、迅速な審査を行うこととされています。

### 2 種別・件数・処理状況

令和5年度中のこの制度に拘わる該当事項はありませんでした。

## 石橋地区消防組合職員の苦情の処理の状況

### 1 制度の概要

職員の苦情の処理とは、勤務条件に関する措置要求や不服申立てに必ずしも至らないような苦情相談を人事委員会が受け付け、相談者本人や上司等の関係当事者に対し、事情聴取・助言・指導・あっ旋等を行うことをいいます。

### 2 相談内容

勤務条件その他の人事管理に関する苦情について相談することができます。

(例示)

- (1) 勤務条件に関する相談(超過勤務・年次休暇・育児休業 等)
- (2) 職場環境に関する相談(いじめ・セクシュアルハラスメント 等)
- (3) 人事制度に関する相談(人事評価制度、再任用制度 等)

### 3 種別 件数 等

令和5年度は該当項目はありませんでした。

## 石橋地区消防組合職員の勤務条件に関する措置の要求状況

### 1 制度の概要

地方公務員法第46条で勤務条件に関する措置の要求として、職員は、給与・勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会又は公平委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができる、と規定されています。職員は、公務員としての地位に基づく基本的な権利として、その身分を保障され職務を執行する権利及び生活を維持するための経済的権利を有します。そしてこれらの権利を支持し確保するためにさらに勤労基本権と保証請求権も有します。職員が要求することができるのは「給与・勤務時間その他勤務条件」に関してです。

### 2 種別 件数 処理状況

令和5年度中のこの制度に拘わる該当事項はありませんでした。